

令和2年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月24日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月24日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一	次 長 兼 ふる さと 振 興 課 長	伊藤 保光
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総 務 課 長	戸谷 政司
		安 心 安 全 課	高塚 克己		
	民 生 部	部 長	寺西 孝	子 ど も 長	館林 久美
		保 険 医 療 課	不破 生美		
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	土 木 農 政 課 長	東方 俊樹
消 防 本 部	消 防 長	山田 靖			
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
	給 食 セ ン タ ー 所 長	寺本 章			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第43号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第30号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第36号 蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第37号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第40号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第42号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第2号 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第18 議案第43号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和2年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

議場におられます皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。発言される際には、マスクを外していただいても結構ですが、せきなどの際のエチケットには十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、「発議第1号及び第2号の意見書提出議案」、「総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書」、「議会運営委員会報告書」が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。1人、吉田正昭君からまだ連絡が届いておりません。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

6月17日に開催いたしました議会運営委員会につきましてご報告させていただきます。

まず、1番目、最初ですけれども、取りまとめいたしました意見書の審議結果についてです。

採択することになった意見書1番ですが、これは2件ありまして、継続になっておりましたが、今回採択ということになりました。アといたしまして、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、イ、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書、以上2件でございます。

2番目です。さらに継続審議することになった意見書です。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書ということです。継続となっております。

また、3番目は、不採択とすることになりました意見書ですが、アからクまで8件ございますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

2番目ですが、第3回9月の定例会の日程についてです。

別紙をご覧ください。

まず、議会運営委員会ですが、8月26日水曜日です。開会日は9月2日水曜日、翌日全員協議会、3日木曜日となっております。7日月曜日、常任委員会、10日、11日、木曜金曜ですが、一般質問となっております。17日、18日、これも木曜金曜ですが、決算審査となっております。25日金曜日、ここで閉会という予定です。このように会期予定となっておりますので、よろしくようお願いいたします。

3番目、その他ですが、1番、追加議案についてです。このことにつきまして、議会事務局長よりご説明ありました一般会計補正予算ですが、第3号ということになりますが、本日最終日に上程される予定であります。それから、これを追加議案として扱います、上程後、暫時休憩した後、全員協議会で協議して、またその後に、本会議にて追加日程により審議、採決を行ってまいります。

2番目ですが、9月議会の議案の説明会の開催です。8月19日水曜日午前9時より、この議事堂において行います。

3番目ですが、タブレットの推進部会長からの連絡事項でございます。タブレットのキーボード付きのカバーを、本日の議員互助会の総会の後に配付するというか、取り替えますので、お願いしますということです。

4番目ですが、議会報告会についてですが、過日、ご報告いたしました、10月24日という予定であって、調整が必要であるというようなことを申し上げましたが、これは10月24日土曜日の午後に、中央公民館の分館は押さえられたということでありますので、日にちは決定ということでもあります。これも新型コロナウイルスの感染症の影響がありますので、調査等にも支障があると思えますし、当日本当に開催できるのかどうかというようなこともありますけれども、現時点におきましては、2つの委員会におきまして、この議会報告会に向けて資料等の準備を行っていくと、そのように確認をしているところです。

以上、ご報告をいたしました。お願いいたします。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 議案第43号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、ここで暫時休憩します。

直ちに全員協議会を開催します。

今回の全員協議会は、本議場にて行います。

(午前9時15分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長 安藤洋一君

議案第43号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

歳出については、全員協議会のほうで大体説明を伺ったのでいいんですけども、歳入について、若干ちょっと聞いておきたいんですけども、部長のほうからも説明があつて、国の地方創生臨時交付金がまだ結局ははっきりいくら入ってくるか分からない、2兆円分の分がいくら入ってくるか分からないということで、取りあえず1日でも早く執行するというところで、財政調整基金を繰り入れるということで6,655万3,000円、じゃ、実際にこれ入れて、第1次補正でも入れて、今現在、財政調整基金、最終的にいくらになっているのか、ちょっとその点確認をお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問がございました財政調整基金の残高見込みというところでございます。

今年度につきましては、第1号補正のほうで1億5,600万円ほど投入させていただいて、今回ご提案させていただいております第2号補正のところでは9,600万円ほど減額をさせていただいております。今回、3号補正で6,600万円ほどを計上させていただいて、最終的、3号補正までを含めますと、残高の見込みといたしましては2億1,200万円の残高というところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

大分、当初より減って、思わぬ事態だと思うんですけども、そういう意味で、国の本当にいくら入ってくるかという定かじゃない面で、ぜひとも、さっき全員協議会であったよう

に、第2波、第3波に備えての独自支援、国の支援もそうなんですけれども、独自支援で要望していきたいと思います。

以上でいいです。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は精読とされました。

ここで、政策推進室長、政策推進室次長、教育部次長、総務課長、子ども課長の退席と消防長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

10時30分から再開します。

(午前10時19分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 安藤洋一君

日程第2 議案第30号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第3 議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第4 議案第32号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第5 議案第33号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」

日程第6 議案第34号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」

日程第7 議案第35号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第36号「蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」

日程第9 議案第37号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」

日程第10 議案第38号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」

日程第11 議案第39号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本10案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

おはようございます。

すみません、日にちを間違えておりました、今日遅刻してしまいました。誠に申し訳ありません。おわび申し上げます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました10案件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に総務部に関する1案件、議案第30号の審査を行い、続いて民生部に関する9案件、議案第32号、議案第39号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第30号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、未婚のひとり親に対する所得控除額について説明してほしいという内容の質疑がありました。これに対し、今回の改正により、ひとり親控除の制度ができる。女性の寡婦、男性の寡夫の控除のうち、子供を扶養している場合は「ひとり親控除」という名称が変わる。また、男女平等の観点から、500万円を超える所得がある女性の方であった控除がなくなるという内容の答弁がありました。

次に、固定資産税の減額措置について、事業用家屋については、注意書きで300万円以上の先端設備等とともに導入されたものとあるが、先端設備にはどのようなものがあるかという内容の質疑がありました。これに対し、労働生産性が年平均3%以上向上するもので、取得価格にも要件がある。例えば1台160万円以上の機械及び装置、1台30万円以上の工具が該当するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、マイナンバーを1口座にひもづける動きがあるが、そのような場合、再度条例改正が必要になるのかという内容の質疑がありました。これに対し、そのようなことがあれば、個人情報保護条例を含め、蟹江町が備えている条例にも影響が出てくるのではないかという内容の答弁がありました。

次に、マイナンバー通知カードの交付が廃止となるが、今後は通知カードではなくマイナンバーカードを交付するということになるのかという内容の質疑がありました。これに対して、出生や国内に帰国された方には、個人番号通知書が発行される。これはA4版で再発行のないものであるが、それ以外にマイナンバーを確認するためには、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書を取

得していただくことになるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、「租税特別措置法の改正に伴い」とあるが、何が変わるのか説明してほしいという内容の質疑がありました。これに対し、延滞金の割合は、租税特別措置法に定める利子の割合を準用しているものがほとんどである。今回、租税特別措置法の一部改正で、徴収猶予や法人の率は一部下がったが、それ以外は文言の整理に伴い、表現が変わっただけである。従来、「特例基準割合」という表現だったものが、「延滞金特例基準割合」というように改正したものであるという内容の答弁がありました。

次に、文言が変わるだけで、延滞金の割合が変わるのではないのかという内容の質疑がありました。これに対し、今回の改正が延滞金の率に影響を与えることはないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、補足資料について説明してほしい。また、課税限度額について、今後の見通しを含めた考えを教えてほしいという内容の質疑がありました。これに対し、今回の改正は、課税限度額の改正と軽減判定所得の改正の2点である。課税限度額の改正については、基礎課税額を2万円、介護納付金課税額を1万円増額し、合計すると現行の96万円から99万円へ増額となる。改正により影響を受ける世帯の見込みは5世帯で、172万4,000円ほど歳入増となる見込みである。軽減判定所得の改正については、5割軽減と2割軽減を対象とした被保険者数に掛ける数字を改正する。改正により影響を受ける世帯の見込みは、合わせて21世帯で、69万4,000円の歳入減となる見込みである。課税限度額は、国の税制改正の大綱で国税の限度額を引き上げるとあるので、それに倣い改正をするものである。今後も、国の動向を見ながら対応していくという内容の答弁がありました。

次に、なぜ国は国民健康保険税の課税限度額を上げると言っているのかという内容の質疑がありました。これに対し、経済状況を見ながら考えているのではないかと、限度額を上げる一方で、低所得者へも配慮する形で軽減判定所得も拡大しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、7割軽減については拡充の措置がない。課税限度額の引上げがされるが、当町における中間所得層の方に暮らしに余裕があるわけでもない。国民健康保険の県単位化も進んでいるが、町独自の措置を拡充しつつ、法改正と財政支援を国により強く要望しながら、一般会計から

の繰入れを減らすことなく、高過ぎる国民健康保険税を引き下げるように強く求め、反対するという内容の討論がありました。これに対し、賛成討論として、今回、後期高齢者支援金等課税額は据え置かれている。負担軽減策として、5割軽減と2割軽減の判定基準を拡大し、低所得者の負担軽減に配慮した内容である。法改正に的確に対応し、国民健康保険税の負担軽減を実施する内容であり、妥当と考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第31号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、今回の条例の改正は、文言の整理ということでよいかという内容の質疑がありました。これに対し、今回同じような条例改正を上程しているが、全て文言の整理である。子ども医療費では、前段の部分で「該当する者」の次に「保護者」を加えるとあるが、今までと内容は変わらないという内容の答弁がありました。

次に、子ども医療費について、年収の高い方は母子や父子であれば適用されるのかという内容の質疑がありました。これに対し、子ども医療費は年齢要件だけで所得制限はない。他の医療で賄える方は子供の医療に該当しないが、所得要件等はなく、公平に受けただけという内容の答弁がありました。

次に、生活保護受給者や障害者医療費の対象者などは、それぞれの事業で支給するから、蟹江町の子ども医療費の支給対象ではないと理解すればいいのかという内容の質疑がありました。これに対し、そのとおりである。子ども医療費については、例えば、小学校に入学した場合の通院費は県の補助が受けられず、町が全額負担することになるので、別の県の補助が受けられるもの、例えば障害者医療や母子・父子家庭医療に切り替えることになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者に対して傷病手当が支給されるが、財政については県が負担するのか。また、町の事務については、申請を受け付けているだけでよいのかという内容の質疑がありました。これに対し、当町の財政負担はない。申請書については、各市町村で受付をして、広域連合へ提出するものであるという内容の答弁がありました。

次に、申請者の個人情報の問題をどう捉えればよいかという内容の質疑がありました。これに対し、十分配慮させていただく。来庁を避ける意味でも、電話で連絡いただき、郵送でやり取りをする。窓口に直接みえた場合には、個室で対応するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第36号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第37号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、1点目として、給料がない個人事業主はどうなるのか。2点目として、社会保険の強制適用事業所である法人の被用者が、国保の傷病手当金の申請に来た場合、どうするのかという内容の質疑がありました。これに対して、1点目に対し、傷病手当金の支給対象となるのは、給与の支払いを受けている被保険者である。給与を受けていない個人事業主は対象にならない。2点目については、資格取得の際に、他の保険ができる方は国保への加入をお断りしており、無保険状態になっており、いずれかの保険に加入しなければならない状態で国保に加入している方は、支給対象となるという内容の答弁がありました。

次に、法人に対して指導をする必要があると思うが、申請が来たら仕方なく受けてしまう状況になるのかという内容の質疑がありました。これに対し、現状として町が会社に対して指導する権限がないため、無保険状態を防ぐ最後の受け皿として、保険加入をさせるという内容の答弁がありました。

次に、個人事業主は非該当ということだが、年間所得として国民健康保険税を納税している方に不公平ではないかという内容の質疑がありました。これに対し、現行制度の中で運用すると、これが精いっぱいになるという内容の答弁がありました。

次に、家族専従者はどうなるのか。また、町独自にやることはできるのかという内容の質疑がありました。これに対し、家族専従者は対象になる。傷病手当は任意給付の形になる。任意給付は、国保財政に余裕があるところが国保の保険税を使って行うものである。町の状況を考えると、独自の上乗せはできないという内容の答弁がありました。

次に、国で審議されている地方臨時交付金の一部を使って、個人事業主に対する給付はで

きるのか、また、今回の傷病手当の対象者はどれくらいかという内容の質疑がありました。これに対し、町が負担すると、法定外繰入れという形になる。新型コロナウイルス感染症関係の交付金は他に使い、傷病手当として国から頂いたものでやりくりをする。国保の被保険者約7,500名のうち、被用者2,893名が対象となる可能性があるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第38号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第30号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴うものとの説明であります。改正のポイントの

1つとしては、減額の対象範囲を拡大するとして、対象世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げることです。対象の拡大で5割軽減が12世帯、2割軽減が9世帯の見込みであり、軽減効果は69万4,000円程度であります。これについては一步前進していると思います。ただ、ここで指摘しなければならないのは、所得がないか、また、低い、7割軽減の対象について軽減措置の拡大がないということです。

もう1点目としての改正ポイントは、課税限度額の基礎課税額において、61万円から63万円、介護納付金課税額を16万円から17万円に引き上げることです。合計では96万円が99万円になり、これによって限度額を超える世帯については69世帯へと5世帯減少をしますが、税収的に172万4,000円増えることとなります。

だからといって、当町においても、この層でも必ずしも暮らしの余裕があるわけではございません。国民健康保険税において、国は負担の公平性を図るためとして、地方税法施行令の改正として何度も繰り返されております。国の言いなりの国保行政を改め、町独自の減免制度の拡充を図りつつ、全国知事会が要望している法改正や財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰入れを減らすことなく、高過ぎる国民健康保険税を大幅に引き下げるよう強く求めて、反対討論といたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されている「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、法令改正を受け、課税限度額を改正するものです。ただし、今回、後期高齢者支援金等課税額に関しては据え置かれています。また、国民健康保険税の負担軽減策として、5割軽減、2割軽減の軽減判定基準額を拡大し、低所得者の負担軽減にも配慮した内容であります。法令改正に的確に対応し、国民健康保険税の負担軽減を実施する内容であり、妥当と考え、本案に賛成します。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号「蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第10 議案第38号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。
これより議案第38号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第11 議案第39号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。
これより議案第39号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第40号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4 番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第40号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題としました。

説明後、審査に入ったところ、今までに消防団員の公務災害はあったかという内容の質疑がありました。これに対し、昭和50年以降に消防団員26名、協力者7名、合計33名の公務災害補償を実施した。補償年金は支給の実績がないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第40号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、消防長の退席と政策推進室長、産業建設部長、政策推進室次長、教育部次長、給食センター所長、総務課長、安心安全課長、子ども課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前11時07分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時08分)

○議長 安藤洋一君

日程第13 議案第41号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたし

ます。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ページ数で9ページの高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金について、160万円
ついているんですけども、これについて若干聞きたいと思います。

町長のほうからもちょっと説明があったんですけども、大体これ調べてみると、8万円
ぐらいで、大体1割でできるよということだったんですけども、その内容、ちょっといま
いち、あまり理解できなかったの、その説明をお願いしたいのと、これ、国もそうです、
県がこのサポカー補助金ということで後づけの安全装置なんですけれども、ほかの自治体で
もう申請受付をやっているところもあって、今回、蟹江町、7月1日から受付かな、そう
なんですけれども、じゃ、実際に7月1日以降からしか申請して補助がもらえないのかとい
うのと、実際にその辺の補助期間について説明をお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、補助金の内容につきましてお答えをいたします。

後づけのペダル踏み間違いの急発進抑制装置購入設置費に対しての補助金でございます。
議員が言われました8万円というのは、この装置に障害物検知機能付きというものがござい
まして、これの設置費に対しまして、国が試算しましたのが8万円となっております。国の
サポカー補助金で、この8万円のうち4万円が補助をされます。残りの4万円につきまして、
蟹江町と愛知県が協調をいたしまして5分の4、上限3万2,000円までの補助をするもの
となっております。従いまして、個人負担が約1割の8,000円負担となっております。

また、補助の期間につきましては、この7月1日からの申請を開始予定いたしております
けれども、4月1日に遡って補助をいたすこととなっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国の試算的に8万円ぐらいなのかな。つけた人の話を聞くと、大体8万円からもうちょ
とぐらいかかったよということで、申請で、4月1日以降につければ補助の対象になるとい
うことなんですよ。それ以降につけた方というのは、もう国のサポカー補助金は行って
いて、大体8万幾らで、実際、工事業者に付けてもらったら4万円ちょっとの支払いでしたよ
と。この後、それを工事業者に頼むのか、町に申請を出し直すのか、後からまたその4万
円のうち、5分の4を県と町で負担するのか、その辺もちょっと具体的に説明をお願いいた
します。

○安心安全課長 高塚克己君

もう既に4月1日以降に設置された方に関しましては、国の補助金が設置業者のほうに支

払われております。仮に8万円とかといたしますと、残りの4万円を個人でお支払いになっておりますので、その方につきましては、その業者の領収書等々がございましたら、それを町に提出していただくと。もし、領収書がなければ、その設置しました業者に対して設置しましたというような証明書を発行していただき、町に提出していただければ補助をするということになっております。よろしくをお願いします。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

設置業者に蟹江町も補助の対象になったから申請を頼めばいいということで、設置業者に。

それと、実際、国のサポカー補助金、よく予算がいっぱいになっちゃったらもう終わりますよと言っていますよね。そこで、じゃ、県と国も、国の補助の予算がなくなった時点でもう終わっちゃうのか、ちょっとその点についてもお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

まず、すみません、先ほどの答弁に加えまして、町の補助金は個人に支払うということになっております。

今のご質問ですが、国の補助金がなくなった、県の補助金がなくなったというところでございますけれども、国の補助金がなくなっても、県の補助金、また、蟹江町のこの予算がまだあれば、独自に補助をする考えであります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで産業建設部長、給食センター所長、安心安全課長、土木農政課長の退席と保険医療課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前11時15分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第42号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回の補正予算は、先ほど可決した傷病手当について予算化がされています。そこで、ちょっと聞きたいのが、じゃ、実際、ちょっと今回の補正予算に上がっていないのでお聞きしたいんですけども、前回全協のときにも国民健康保険税の減免について、一覧表で説明があったわけなんですけれども、事業廃止や事業収入額に対して昨年より収入の見込額が30%以上減少したところの減免措置を行うとあります。これは、やるということで確認はしているんですけども、じゃ、実際、今議会にも上がってきていない、今後この国民健康保険税の減免の規定を行うのに、国民健康保険税条例、先ほども何回かあった税条例の改正を行って、同じようにやっていかなきゃいけないのか。他の自治体でそういう自治体もあるし、わざわざ税条例を改正しなくてもやれちゃう自治体もあるみたいなんですけれども、その点について、今後どんな状況で進んでいくのか。

相談者も、やはり前回でも相談者もありますよ、取りあえず猶予もありますし、なるべく苦しかったら相談しに来てくださいということは言われているんですけども、その点についてお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

保険医療課のほうからご説明させていただきます。

減免については、今議会でちょっと上程のほうに間に合いませんでしたので、詳しく整備させていただいてから、9月議会のほうで条例のほうを上程させていただこうと思っております。

うちの蟹江町の国民健康保険税条例につきましては、どうしても改正を行わないと減免のほうに、今、国のほうで作っております減免を当てはめることができないような形になっておりますので、どうしても条例改正が必要になってまいります。その上で、また町独自の減免規定のほうを作らせていただいて、今あるものともまたちょっと別になりますので、1本作らせていただいてということで考えてございます。

現在、今までも何件かご相談のほうをいただいておりますので、その方たちにつきましては、先日、詳しくこちらのほうからお話を聞かせていただこうということで、お手紙のほうを差し上げました。それで、大体こういうような減免の形になるので、よければ減免のほうの書類のほうを整えていただくようお願いいたしますということで出させていただきました。それ以外の一般の方でも、まだご相談いただいていないような方についても、困ってみえる

方もあるかもしれませんが、そういう方につきましては、7月の半ばに国民健康保険税の本算定がございますので、そのときに今年1年分の保険税を決定通知書を出させていただきますので、その際に減免のチラシを1枚入れさせていただいて、ご相談あったら来てくださいということでチラシを1枚入れさせていただくようにしますので、その際に被保険者全員に行き渡るような形でやらせていただく段取りになっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

個々の減免、僕にも相談来て、本当に高くて、今、商売も調子よくなくて払えない、どうしたらいいという相談。

取りあえず、町に相談してくれと、待ってくれる、ないし、減免措置もまだ今のところないけれども、できる予定だからということで、9月議会で上程しようということになってくるということですね。

あと、いいのは、次、ちょうど7月、来月半ばくらいか、本算定の国民健康保険税、算定されて、そのときに中に一緒にこういう制度が今回できますよという案内を送るということでもいいですね。それ、本当にいいと思いますので、ぜひとも国民健康保険税だけでなく、固定資産についてもそうなんですけれども、今払えないという人が本当にたくさんいるんですよ。特に今回の地方税法の改正でも、固定資産税の減免とかあるんですけれども、どうしても昨年よりどうだったかということが言われていますので、ぜひとも国保の減免、苦しい財政状況なんですけれども、今回、これについては国の財政支援でやるということでしたよね、ちょっとその辺だけお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

国のほうから、今回のコロナに関しての減免につきましては、全額交付金で頂けるというお話をいただいておりますので、そのようにやらせていただきたいと思っております。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 中村英子君

9番 中村です。

意見書の提案をいたします。

発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子、同じく、板倉浩幸、同じく、伊藤俊一、同じく、高阪康彦、同じく、水野智見、同じく、吉田正昭、同じく、山岸美登利でございます。

意見書案の朗読をもって提案に代えさせていただきますので、お願いいたします。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書(案)。

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40から64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にあトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアトリーチ等を行うための経費については、

新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上ご提案いたしますので、よろしく願いいたします。

(9 番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 発議第2号「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(2 番議員登壇)

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

それでは、提案をいたします。

発議第2号「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、高阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、中村英子。

朗読によって提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因の一つになっている。最近の研究では、難聴は脳に入ってくる情報を減少させ、そのことが脳の機能低下につながり、うつや認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率が欧米諸国に比べて極めて低く、補聴器の普及が求められる。日本の補聴器保有率が低い原因が、補聴器価格が片耳当たり概ね3から20万円と高額で、保険適用がなく全額自己負担という背景がある。身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴の場合は装身具費支給制度によって1割負担、中等程度以下の場合は購入後に医療費控除の適用などあるが、その対象者はわずかで、約9割の人々は自費購入していることから、特に低所得の高齢者への配慮は求められる。

欧米先進国においては補聴器購入に対しての国による公的補助制度がほぼ確立しているが、日本では一部の自治体が独自に行っているにすぎない。

補聴器の更なる普及によって高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、提案とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(2番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第17 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第43号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を、この際、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第18 議案第43号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

安藤洋一

1番議員

山岸美登利

2番議員

板倉浩幸